

## 令和5年第5回名取市教育委員会定例会 会議録

### 1 会議の年月日

令和5年5月30日（火）

### 2 会議の場所

仙台北法務局名取出張所2階 会議室4

### 3 出席委員

教育長 瀧澤 信雄

教育長職務代行委員 荒井 龍弥

教育委員 浅野 かおる

教育委員 洞口 ひろみ

教育委員 長澤 裕司

### 4 欠席委員

なし

### 5 説明のために出席した者

齋藤教育部長、黒川理事兼学校教育課長事務取扱、下山教育部次長兼教育総務課長、佐藤生涯学習課長、中島文化・スポーツ課長兼市史編さん室長、宇田教育部企画員兼教育総務課長補佐、宇津井教育総務係長

### 6 議事日程

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 会議録署名委員の指名

日程第3 教育長報告

(1) 一般事務報告

(2) 行事予定

日程第4 専決事務報告

(1) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について（その1）

(2) 個人情報保護制度に伴う保有個人情報の開示決定等について

(3) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について（その2）

(4) 令和5年度名取市一般会計補正予算（第4号）（教育費）に対する意見について

日程第5 議事

議案第10号 名取市社会教育委員の人事について

議案第11号 名取市文化財保護審議会委員の人事について

議案第12号 名取市学校給食運営審議会委員の人事について

議案第 13 号 教育委員会事務局職員・教育機関職員の人事について

7 開会時刻

午後 3 時 00 分

8 会議の概要

瀧澤教育長

只今より令和 5 年第 5 回教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに、「追加案件 2 案件」について報告します。本日配付しておりますお手元の「議事日程追加案件」をご覧ください。

下線部のところになりますが、本日の会議日程につきまして、「名取市教育委員会会議規則第 10 条第 2 項」の規定に基づき、専決事務報告（4）令和 5 年度名取市一般会計補正予算（第 4 号）（教育費）に対する意見についての 1 案件を、「日程第 4 専決事務報告」の最後に、議案第 13 号「教育委員会事務局職員・教育機関職員の人事について」の 1 案件を、「日程第 5 議事」の最後にそれぞれ追加したいと思います。

このことについて、ご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、承認といたします。

日程第 1 前回会議録の承認についてですが、前回 4 月 19 日開催の第 4 回定例会会議録については、先日、各委員宛配付済みであります。

この内容について、ご質疑等はないでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、会議録につきましては承認といたします。

日程第 2 会議録署名委員に浅野委員並びに洞口委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に日程第 3 教育長報告、(1) 一般事務報告、行事報告についてですが、新型コロナウイルス感染症関連についてまず私からご報告いたします。

別とじのカラー、A4 横で、表がカラーになっている資料を御覧いただきたいと思っております。御承知のように 5 月 8 日から、5 類に変更されまして、教育委員会への感染者の報告等は 5 月

8日以降受けておりません。5月8日以降のコロナ感染症対策としまして、校長会等でこの内容を周知しております。左側が平時の感染症対策で、基本的な感染症対策をするとともに、例えば、マスクの着脱を強要しないなどの留意事項についても、各学校に周知をしております。5月8日以降も、感染者は各学校で、少数ですけれども出てはいるようです。その場合はこれまでもそうでしたが、出席停止の措置をとるということです。留意事項のところで、感染後に登校するにあたり、陰性証明や治癒証明の提出は必要ないとしています。インフルエンザと同様に、発症した日から5日を経過、さらに症状が軽快した後1日経過というところで、登校する際には、保護者が書く登校願いで対応するようにしております。右側には感染者が拡大をした場合、臨時休業、学級閉鎖等の措置をとることも、インフルエンザでもありますので、ケースとしては考えられます。その場合は、複数の感染者が、学級内にいて、かつ、感染拡大の傾向が明らかな場合には、学級閉鎖の措置をとるということで、5月8日以降、現在は学級閉鎖の措置をとるまでのケースは発生しておりません。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3:04 休憩

午後 3:06 再開

再開します。それでは、私からは、以上です。

齋藤教育部長

議案書は、先に配付の議案書2ページと3ページになります。

別紙で、本日、「教育部長説明資料」ということで、1枚目の資料がございます。名取市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策推進本部会議概要報告、私のほうから、こちらの内容につきまして説明をしたいと思っております。こちらは、前回の定例会でも説明させていただきましたとおり、コロナ感染症の緊急経済対策として、今回、教育委員会のほうからは充当事業1番下、10番目の学校給食物価高騰対策事業に充ててほしいということで提案させていただいたところです。結果的にはそちらをお認めいただいたという形になっております。ただこの交付金は、全てが充足されているわけではなくて、そのほかにふるさと寄附金の繰入金の一部充当しているという形になってございます。この部分につきましては、後ほど審議されます、補正予算のほうでまた説明をしたいと思っております。

次に本日配付させていただいております。1枚ものの資料「諮問の取下げについて」を御説明したいと思います。こちらをご覧ください。

名取市情報公開審査会長に対して令和5年5月29日に提出したもので、令和4年12月に開示請求のあった、「平成25年11月20日に仙台教育事務所あてに発した指導要録開示に係る問い合わせに関する文書」を、「不存在」とした決定を不服として審査請求があったことに対し、名取市情報公開審査会長へ諮問していたものですが、令和5年5月17日に審査請求人から審査請求の取下げについて申出がありましたので、これを取り下げたものです。諮問

にあたっては、令和5年第2回定例会の議案第6号で、「情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等に係る審査請求の諮問について」を議決いただいた上で諮問していたところですので、今回、取り下げを報告するものです。

私からは以上です。あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

教育総務課をお願いします。

下山次長兼教育総務課長

特にございませぬ。

瀧澤教育長

学校教育課をお願いします。

黒川理事兼学校教育課長

2 ページ 12 番、臨時校長会議を開催し、新型コロナウイルス感染症への対応について、5 月 8 日以降の対応を確認しました。

続いて 3 ページ 42 番、先週の土日、中総体が行われました。今年は全種目で生徒や保護者の応援ができるようになり、熱戦が繰り広げられました。バスケットボールの試合中、ひびが入った生徒がいたようですが、翌日もテーピングをして試合に出場していたと聞いております。

学校教育課からは以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課をお願いします。

佐藤生涯学習課長

生涯学習課から 3 点ご報告いたします。

1 点目は、2 ページ 4 番の「としょかんこどもまつり」です。当日は、ボランティアによる「おはなし会」や、「布の絵本とおもちゃで遊ぼう」などが予定どおり行われたほか、増田公民館ホールで行われた尚絅学院大学の安藤正樹氏の「安藤名人とこまを回そう！」には、多くの親子連れが参加しました。全体の入場者数については、230 名となり昨年度が 210 名でしたので、若干の増加となりました。

2 点目は、3 ページ 25 番と 40 番の地区民体育大会についてです。5 月 20 日土曜日に那智が丘地区で、27 日土曜日に高館地区で開催されました。この他今年度は、秋に増田地区と館腰地区での開催が予定されております。

3 点目は、3 ページ 31 番の「地域学校協働活動研修会」についてです。5 月 24 日水曜日に文化会館小ホールで開催しましたが、当日は、地域コーディネーターの方々のほか公民館職

員と学校の先生方にも参加いただき、合わせて 39 名の参加となりました。内容としましては、生涯学習課から「近隣市町村の取組」について紹介した後、「各本部の取組と地域連携協働活動の推進について」をテーマとしてワークショップを行いました。

生涯学習課からは、以上です。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課、市史編さん室お願いします。

中島文化・スポーツ課長兼市史編さん室長

文化・スポーツ課、市史編さん室担当分の行事につきまして主なものを 1 点報告いたします。

2 ページ 11 番、3 ページ 41 番の「名取の歴史講座&増田宿歩き」についてです。現在、歴史民俗資料館で開催中の企画展に合わせ、奥州街道の宿場町である増田の街の歴史を学ぶ講座と、実際に増田の街を歩くイベントを開催しました。両日とも募集開始後すぐに定員となる盛況で、4 月 29 日は 21 名、5 月 27 日は 2 名のキャンセルがありましたが 18 名の参加がありました。講座を聞くだけでなく、実際に増田の街を解説付きで歩くことで、普段は気が付かない地域の歴史の痕跡に改めて気づく機会となったと共に、身近な街を歩くことで、参加者同士が昔の街の思い出を語り合うなどの姿も見られ、良い交流の機会にもなったと感じております。

文化・スポーツ課、市史編さん室の行事報告は以上です。

瀧澤教育長

それでは、只今報告がありました、新型コロナウイルス、諮問の取り下げ含め、行事報告について、ご質疑などありましたらお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

ないでしょうか。それでは承認といたします。

次に、(2) 行事予定について教育部長から説明をお願いします。

齋藤教育部長

私からは、4 ページの 13 番になりますが、6 月市議会定例会が 6 月 8 日に開会いたします。

教育委員会関連の提出議案につきましては、この後の専決事務報告でご審議いただきますが、令和 5 年度名取市一般会計補正予算（第 4 号）（教育費）を予定しております。

また、一般質問の通告は、6 月 2 日になっておりますので、通告内容につきましては、次回教育委員会定例会でご報告させていただきます。なお、議会日程は現在のところ「未定」で

あります。

次に、次回の教育委員会定例会及び懇話会の日程の件ですが、後の協議の際にお願いします。あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

教育総務課お願いします。

下山次長兼教育総務課長

特にございませぬ。

瀧澤教育長

学校教育課お願いします。

黒川理事兼学校教育課長事務取扱

5 ページをご覧ください。33 番です。就学事務説明会を行います。特別支援学校や支援学級へ進みたいと考えている児童生徒、未就学児童への支援や手続きについて確認します。

続いて、34 番、同日、就学事務説明会后、各校の特別支援コーディネーター研修会を行います。これは、連携協議会を兼ねており、情報交換などを予定しています。講師として、愛島小学校の吉田教頭先生をお招きする予定です。

学校教育課からは以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課お願いします。

佐藤生涯学習課長

それでは、生涯学習課から 3 点ご説明いたします。

1 点目は、4 ページ 2 番の青少年問題協議会についてです。令和 4 年度の事業報告と令和 5 年度の青少年健全育成基本方針や事業計画について協議を行う予定としております。

2 点目は、9 番の「少年の主張」名取市代表者選考会についてです。市内中学校及び義務教育学校から選出された 5 名の中から、仙台地区大会へ出場する名取市代表者を選考します。選考委員は、本日ご出席の荒井教育長職務代行委員初め 4 名の皆様をお願いしております。なお、仙台地区大会は 7 月 4 日に多賀城市立第二中学校で開催予定となっております。

3 点目は、5 ページ 23 番の青少年健全育成名取市民会議主催による「青少年健全育成 名取市民のつどい」についてです。

当日は、13 時から文化会館中ホールにて青少年健全育成名取市民会議の総会が行われ、総会終了後の 14 時から市民のつどいが開催されます。

市民のつどいでは、先ほどお話しした少年の主張で優秀賞に選ばれた生徒の発表が行われるほか、市内で子供の健全育成関連で活躍する団体からの活動紹介やパネルディスカッション

ンが予定されております。教育委員の皆様にもご案内予定ですのでよろしく申し上げます。  
生涯学習課からの説明は以上です。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課、市史編さん室お願いします。

中島文化・スポーツ課長兼市史編さん室長

文化・スポーツ課、市史編さん室担当分の行事予定につきまして、主なものを2点ご説明いたします。

4ページ7番・5ページ26番の「生き生きスポーツクラブ」についてです。5月9日～12日までの間募集したところ、定員50人に対し、65人の申し込みがあり、抽選で参加者を決定いたしました。6月6日より全10回にわたり、ヨガ、リズム体操、野外ウォーキングなどの講座を開催する予定です。

次に5ページ31番「第12回企画展関連講演会 街道の変遷と増田宿の歴史」についてです。こちらも歴史民俗資料館の企画展に合わせた企画となりますが、郷土史家で元仙台市史編さん室長の菅野正道氏を講師にお迎えした講演会となります。菅野氏におかれましては、市史編さん事業においてもご協力いただいております。

6月11日から申し込みを開始いたします。ご興味のある方がいらっしゃれば是非お知らせいただければ幸いです。

文化・スポーツ課、市史編さん室の行事予定は以上です。

瀧澤教育長

それでは、ただいま説明のあった内容について、ご質疑等あればお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

日程第5 専決事務報告に入ります。専決事務報告(1) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について(その1)を議題といたします。

教育部長より説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告(1)ですが、議案書は6ページから7ページになります。

本件につきましては、名取市情報公開条例第7条第1項の規定に基づき、令和5年4月15日付けで市外に在住する個人から、「通級指導教室に関する要綱その他の例規」について開示請求がありました。

名取市教育委員会としては請求された行政文書を作成・保有していないため、「不存在」とし、同条例第 8 条第 1 項において、「開示請求のあった日から起算して 15 日以内に開示決定等を行わなければならない」とされていることから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、4 月 25 日専決をし、不存在決定を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

瀧澤教育長

暫時休憩します。

午後 3:20 休憩

午後 3:21 再開

再開します。

それでは、ただいま説明のあった内容について、ご質疑等あればお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

無ければ、専決事務報告（1）については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告（1）情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について（その 1）は、報告どおり承認といたします。

次、専決事務報告（2）個人情報保護制度に伴う保有個人情報の開示決定等についてを議題といたします。教育部長より説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告（2）ですが、議案書は 8 ページから 9 ページになります。

本件につきましては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 4 月 17 日付けで市外に在住する個人から、「ことばの教室」における指導に関する一切の情報」について開示請求がありました。

開示請求のあった保有個人情報の記載がある行政文書は、保存年限が経過したため廃棄済



みであり、不存在であるために、同法律第 82 条第 2 項の規定により「保有個人情報の開示をしない」ものとし、名取市個人情報の保護に関する法律施行条例第 3 条第 1 項において、「開示請求のあった日から 14 日以内に開示決定等をしなければならない」とされていることから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、5 月 2 日専決をし、「保有個人情報の開示をしない」旨の決定を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

瀧澤教育長

暫時休憩します。

午後 3:24 休憩

午後 3:24 再開

再開します。

それでは、ただいま説明のあった内容について、ご質疑等あればお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

無ければ、専決事務報告（2）については、報告どおり承認したいと思います、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告（2）個人情報保護制度に伴う保有個人情報の開示決定等については、報告どおり承認といたします。

次、専決事務報告（3）情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について（その 2）を議題といたします。教育部長より説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告（3）ですが、議案書は 10 ページから 12 ページになります。

本件につきましては、名取市情報公開条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 5 月 1 日付けで市内に在住する個人から、「令和 4 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の名取市の調査結果を取りまとめた資料」について開示請求がありました。

請求された行政文書は、同条例第 10 条第 6 項に規定する非開示情報であるため「非開示」とし、同条例第 8 条第 1 項において、「開示請求のあった日から起算して 15 日以内に開示決定等を行わなければならない」とされていることから、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項第 3 号」の規定に基づき、5 月 15 日専決をし、非開示決定を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

瀧澤教育長

暫時休憩します。

午後 3:26 休憩

午後 3:28 再開

再開します。

それでは、ただいま説明のあった内容について、ご質疑等あればお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

無ければ、専決事務報告（3）については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告（3）情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について（その 2）は、報告どおり承認といたします。

次、追加案件となります。専決事務報告（4）令和 5 年度名取市一般会計補正予算（第 4 号）（教育費）に対する意見についてを議題とします。教育部長、説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告（4）ですが、議案書は、本日配付の追加議案書 2 ページから 6 ページになります。

本案は、6 月 8 日に招集予定の名取市議会定例会に提案される教育費補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、令和 5 年 5 月 24 日付け

で市長から意見を求められましたが、教育委員会開催の時間がなかったことから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、5月25日専決し、「異議がない」旨回答したので同条第2項の規定により報告するものであります。

4ページをご覧ください。令和5年度一般会計第4号補正は、先ほども申し上げましたが、名取市議会6月定例会へ上程する補正予算案で、教育費分は歳入予算、歳出予算及び、債務負担行為となります。

まず歳入です。15款2項6目国庫補助金、教育費国庫補助金4節文化財保護費150万円の減は、史跡雷神山古墳保存活用計画作成事業費に対する補助金ですが、当初予定していた事業の内容を見直し、縮小することに伴う減額となります。

以上、歳入の合計は150万円の減となります。

次に歳出です。10款1項2目、教育総務費事務局費ですが、まず13節使用料及び賃借料をご覧ください。12万6,000円の増ですが、子どもの心のケアハウス(はなもも教室)の駐車場借上げ料となります。利用者・職員等の増加に伴い、施設附属の駐車場では需要をまかなえないために、近隣の民地を駐車場として借り上げるものです。

また、同じ目の10節需用費2万6000円の減と、17節備品購入費10万円の減は、今年度の県補助金の内示額の範囲内で運営するために、13節と同額を減額し、予算を組み替えるために減額しているものです。

10款2項1目小学校費学校管理費17節備品購入費、33万7,000円の増は、クラス増に伴うテレビの購入費用となります。

10款3項1目中学校費学校管理費17節 備品購入費の426万9,000円の増は、小学校費と同じくクラス増に伴うテレビの購入費用と、第一中学校および第二中学校の放送設備の更新費用です。第一中学校は放送卓が故障しており、校内放送ができず、現在は非常用放送で対応しているため、新しい設備を購入するための費用となります。第二中学校は自動でチャイムを鳴らすための時間制御装置である「プログラムタイマー」が故障しているため交換するものです。

10款3項2目中学校費教育振興費の8節、11節、13節は、ALTに関する費用です。1名帰国し、新規で2名採用されます。

8節旅費31万5000円の増は、帰国するALTの旅費です。帰国時の旅費は市で負担することとなっており、アメリカへの帰国費用となります。

11節役務費7万4,000円の増は、アパートの住宅総合保険料、仲介手数料です。2名来日するうち、1名は帰国するALTのアパートに入居予定ですが、残り1名は新たにアパートを契約する必要があり、家賃は当初予算内での対応が可能ですが、新規入居に伴う住宅総合保険料、仲介手数料について措置するものです。

13節使用料及び賃借料13万9,000円の増は、帰国するALTが退去する前に新たなALTが来日した場合のホテル代を措置したものです。

17節、備品購入費25万円の増は、iPad保管庫の購入費用です。クラス増に対応するためのもので、次の10款4項2目義務教育学校費教育振興費17節備品購入費の25万円の増も同様の増になってございます。

10 款 5 項 2 目社会教育費公民館費 10 節需用費 55 万円の増は修繕料となり、ゆりが丘公民館ホール倉庫屋根の漏水修繕費用となります。

同じく公民館費 12 節委託料 70 万円の増は、下増田公民館の備品等運搬委託料です。旧下増田公民館から新下増田公民館への引っ越しの費用です。

18 節負担金補助及び交付金は、名取駅前北棟管理組合負担金で、電気代高騰による負担金の増額となります。公民館費で増田公民館分として 41 万 4,000 円を、次の 10 款 5 項 4 目社会教育費図書館費 18 節負担金補助及び交付金で、図書館分として 95 万 9,000 円を措置しております。

5 ページをご覧ください。10 款 5 項 5 目社会教育費文化財保護費 12 節委託料 276 万円の減は、史跡雷神山古墳保存活用計画作成委託料となります。予定していた業務のうち、既存図面の修正で対応可能な測量図面作成の経費を減額するものです。

10 款 5 項 7 目社会教育費文化振興費 18 節負担金補助及び交付金 22 万円の増は、文化芸術に関する全国大会出場者助成金です。当初予算で 20 万円を措置しておりましたが、本年 4 月に 22 万円相当の申請の打診があったため、今後の申請に備えるためにも、増額補正するものです。

10 款 5 項 9 目社会教育費公民館建設費は、移転改築を予定している館腰公民館に関する予算となります。

7 節報償費 5 万円の増は、館腰公民館改築工事設計業者選定委員会の委員謝礼で、2 名の委員に 3 回分を措置しております。

10 節需用費 2 万円は、消耗品費で、設計業務にあたってのコピー用紙等の購入費用です。

12 節委託料 1,260 万円の増は、改築工事設計及び地籍調査、造成設計の委託料となります。事業期間が翌年度にまたがることから債務負担を設定し、令和 5 年度の出来高を予算措置したところであります。

16 節公有財産購入費 2 億 1,980 万円の増は、改築用地の取得費、21 節補償補填及び賠償金 225 万円の増は、用地取得に伴う物件移転補償費となります。

10 款 6 項 2 目保健体育費体育振興費 7 節報償費 25 万円の増ですが、今年度予定している名取市スポーツ推進計画の策定にあたり、広く市民の意見を反映するため、ワークショップを開催するための謝礼となり、50 人分を見込んでおります。

同じく 11 節役務費 12 万 3000 円の増は、郵送料で、ワークショップの依頼書発送の為の費用となります。

12 節 300 万円の増は、市民球場改修設計委託料で、当初予算で 1000 万円を計上しておりましたが、委託料に不足が生じたため、増額補正をするものです。

10 款 6 項 3 目保健体育費学校給食費 10 節需用費 2,992 万 9,000 円の増は、賄材料費です。食材の物価が高騰する中、従来通りの栄養バランスや量を維持できるような学校給食を提供するための増額となっております。金額は 4・5 月の実績で算定しており、1 食あたり小学校で 18 円、中学校で 22 円の増額となっております。なお、この賄材料費には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及びふるさと寄附金が充当されることとなっております。

同じく 17 節備品購入費 14 万 7,000 円の増は、クラス増に伴う給食用配膳台の購入費用です。

10 款 6 項 4 目保健体育費市民体育館費 10 節需用費 300 万円の増は、市民体育館地下タンク等修繕料となります。体育館の温水ボイラーに係る重油タンクやポンプ等の経年劣化が進んでいるために交換・修繕するものです。

以上、歳出予算の合計は 2 億 7,688 万 6,000 円の増額となります。

次に債務負担行為についての説明となります。6 ページをお開き下さい。

表の 1 番目の、史跡雷神山古墳保存活用計画作成事業については、令和 6 年度まで事業がかかることから、次年度分の委託料として 550 万円の債務負担を設定するものです。

2 番目から 4 番目までは館腰公民館改築工事に係る設計、地質調査、造成設計費用の委託料となります。先ほどの歳出予算で予算措置している各委託料について、本年度契約し、事業は来年度終了する予定となっており、それぞれ 2,540 万円、510 万円、310 万円の債務負担を設定するものです。

債務負担の合計は 3,910 万円となります。説明は、以上です。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告（4）は、報告のとおり承認したいと思います、ご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告（4）令和 5 年度名取市一般会計補正予算（第 4 号）（教育費）に対する意見については、報告のとおり承認いたします。

日程第 5 議事に入ります。

議案第 10 号 名取市社会教育委員の人事について及び議案第 11 号 名取市文化財保護審議委員の人事について及び議案第 12 号 名取市学校給食運営審議会の人事について及び追加案件の議案第 13 号 名取市教育委員会事務局職員・教育機関職員の人事については人事案件でありますので、名取市教育委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、秘密会議にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議なしと認め、議案第 10 号から議案 13 号については秘密会議といたします。

※ 秘密会議部分は別途調製

以上で、秘密会議を終了いたします。本日の議案は、以上であります。  
本日の会議を終了いたします。

午後 3 時 54 分終了

以上、会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 6 月 23 日

署名委員 浅野 かおる

署名委員 洞口 ひろみ